

野村変動利付国債ファンド

追加型投信 国内 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】

（2012年5月12日）



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 （投資信託証券 （債券 公債））	年2回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成24年3月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆2245億円(平成24年2月29日現在)

＜受託会社＞ 株式会社りそな銀行 (再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村変動利付国債ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年5月11日に関東財務局長に提出しており、平成24年5月12日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



野村変動利付国債ファンド 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

「野村変動利付国債ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託終了日を繰上げ、下記の通り信託を終了する予定でありますので、お知らせいたします。

記

当ファンドにつきましては、投資信託約款第50条において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができる旨を規定しています。

当ファンドの受益権口数は30億口を下回る状態にあるため、当ファンドの投資信託約款第50条に基づきまして、平成24年7月24日をもって信託を終了する予定です。

なお、平成24年5月14日を過ぎて取得した受益権については、本繰上償還に関するご異議をお申立てる権利はございません。

また、信託終了予定日に償還となる場合、平成24年6月23日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

わが国の発行する変動利付国債を中心とする国債を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村変動利付国債ファンド マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

- 変動利付国債*を中心とする国債等への投資にあたっては、マクロ分析、政策分析および債券市場分析等に基づき、わが国の変動利付国債市場全体の収益率を上回る収益の獲得を目指します。

*変動利付国債は、その時々々の10年利付国債の金利(基準金利)に連動して利子の額(利率)が変動する国債です。

- ◆NOMURA変動利付国債インデックス(NOMURA CMT[※] Index)をベンチマークとします。

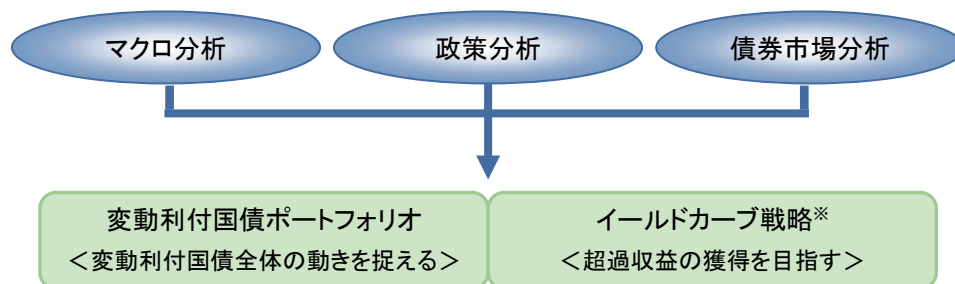
※CMT: Constant Maturity Treasury

- ・NOMURA変動利付国債インデックス(NOMURA CMT Index)は、野村證券株式会社が公表する、日本国が発行している15年変動利付国債のみを対象とした投資収益指数です。

■指数の著作権等について■

NOMURA変動利付国債インデックスの知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

- マクロ経済要因などのファンダメンタルズ分析、金融・財政政策等の分析および国債市場を中心とした債券市場のマーケット分析等に基づき、変動利付国債ポートフォリオの構築、およびイールドカーブ戦略※等を行ないます。

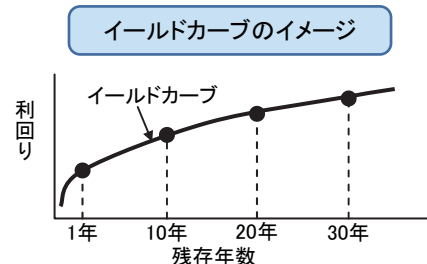


※「イールドカーブ戦略」とは、イールドカーブの形状変化の予想等に基づき、超過収益の獲得を目指す戦略です。

■イールドカーブ■

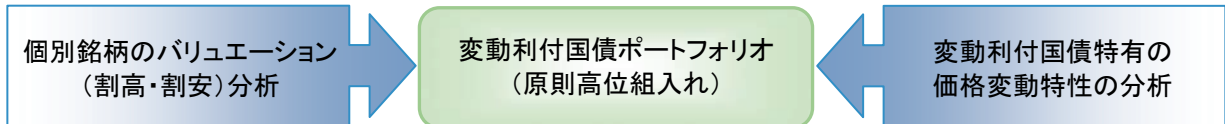
横軸に残存年数、縦軸に利回りをとった座標に、債券利回りを点描して結んだ(つまり残存年数別の債券利回りをグラフで表した)曲線のことを指します。債券投資に際しての分析に広く利用されています。

※右図はイールドカーブの説明のためのイメージ図であり、実際のイールドカーブの形状を示したものではありません。



■ 変動利付国債ポートフォリオ ■

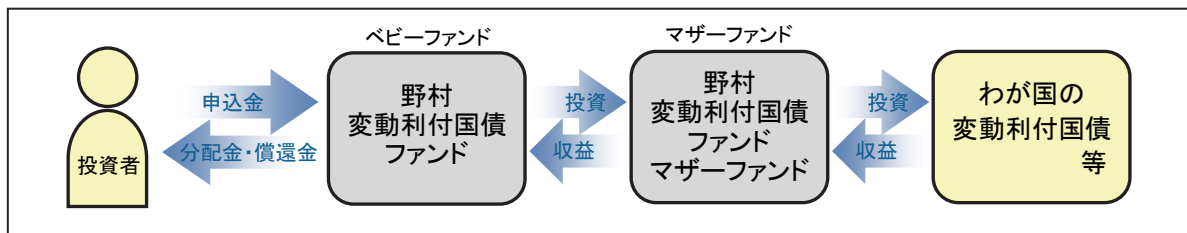
- ◆ポートフォリオの構築にあたっては、変動利付国債特有の価格変動特性の分析、個別銘柄のバリュエーション(割高・割安)分析に基づき銘柄選定を行ないます。
- ◆変動利付国債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とし、わが国の変動利付国債全体の動きを捉えるよう配慮することを基本とします。
 - ・投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に変動利付国債の組入比率を引き下げる場合があります。



■ イールドカーブ戦略 ■

- ◆イールドカーブのスティープ化(傾きが急になること)やフラット化(傾きが平坦化すること)などの予想を含むイールドカーブ全体の水準の予想に基づき、固定利付国債等の買付けや空売り、債券先物取引および金利スワップ取引などのデリバティブ取引ならびに選択権付き債券売買を積極的に活用することで、異なる年限の債券のロング・ポジション※1およびショート・ポジション※2の最適な組み合わせを構築することを基本とします。
 - ※1 買付けないしは買い建てもしくは固定金利の受け等
 - ※2 売付けないしは売り建てもしくは固定金利の払い等
- ◆固定利付国債等の個別銘柄のバリュエーション(割高・割安)分析を行ない、割安な固定利付国債等のロング・ポジションと割高な固定利付国債等のショート・ポジションを構築することで収益の獲得を目指します。
- ◆ロング・ポジションとショート・ポジションを合わせたネットのデュレーションは、概ね0年程度となるよう両ポジションの構築を行ないます。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

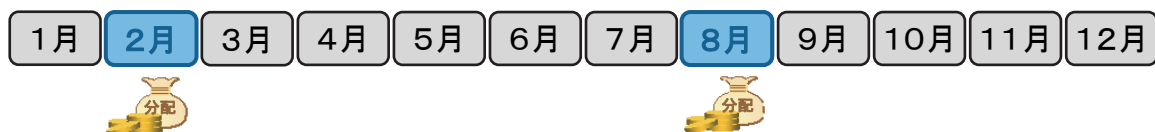


■ 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等 に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

■ 分配の方針

原則、毎年2月および8月の20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
 分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。



※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

* ファンドが投資対象とする変動利付国債の適用利率は年2回改定されますが、基準金利である10年国債金利が著しく低下すると、ファンドが変動利付国債から受け取るインカムゲインが著しく減少する場合があります。こうした場合等においては、ファンドの分配対象額が低下し、安定分配が行なえないことや委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

変動利付国債は、一般に、イールドカーブの形状が急傾化すれば価格が上昇し、イールドカーブの形状が平坦化すれば価格が下落する傾向があります。ファンドは変動利付国債の組入比率を原則として高位に維持することを基本としますので、こうした利回り曲線の形状の変動の影響を大きく受ける可能性があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの投資対象である変動利付国債は、固定利付の国債ほど市場規模が大きいことから、一般に、流動性、需給環境等によって価格が変動する可能性が高くなる傾向があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

- ファンドは平成24年7月24日に信託を終了(繰上償還)することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。

また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

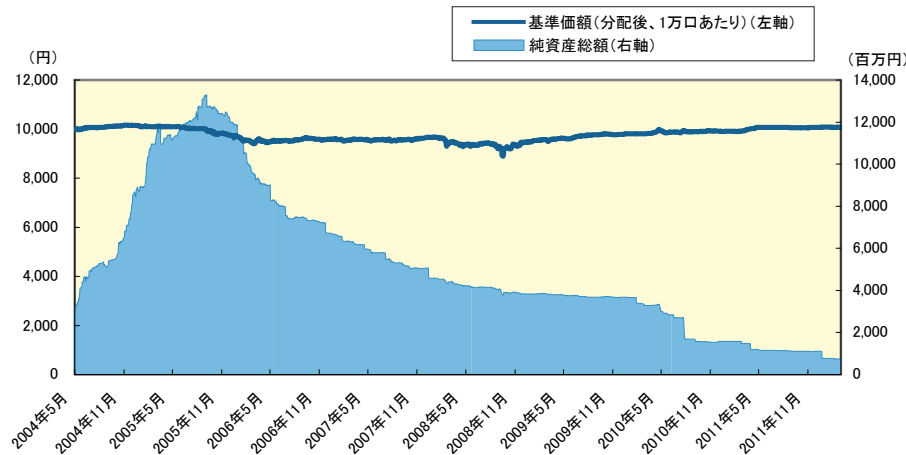
- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2012年3月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2012年2月	5 円
2011年8月	5 円
2011年2月	5 円
2010年8月	5 円
2010年2月	5 円
設定来累計	208 円

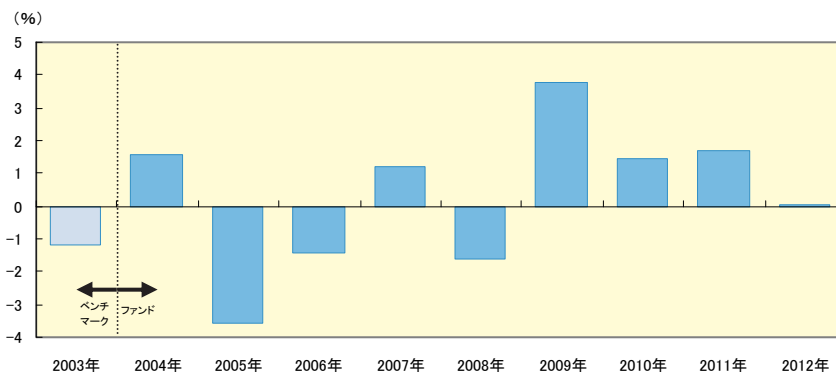
主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 変動利付(15年)第36回	国債証券	26.6
2	国庫債券 変動利付(15年)第44回	国債証券	20.9
3	国庫債券 変動利付(15年)第37回	国債証券	13.5
4	国庫債券 変動利付(15年)第28回	国債証券	13.4
5	国庫債券 変動利付(15年)第47回	国債証券	7.0
6	国庫債券 変動利付(15年)第19回	国債証券	6.8
7	国庫債券 変動利付(15年)第34回	国債証券	6.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2003年はベンチマークの年間収益率。
- ・2004年は設定日(2004年5月28日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	100万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	100万円以上1円単位
	(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)	
購入価額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購入代金	原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換金単位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換金価額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申込締切時間	午前11時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購入の申込期間	平成24年5月12日から平成24年6月22日まで	
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信託期間	無期限(平成16年5月28日設定)	
	【信託の終了】 ファンドは平成24年7月24日に信託を終了(繰上償還)する予定です。	
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎年2月および8月の20日(休業日の場合は翌営業日)	
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信託金の限度額	5000億円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。	
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません

信託財産留保額 換金時に、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額		500億円以下の部分	500億円超 1000億円以下の部分	1000億円超の部分
信託報酬率		年0.4725% (税抜年0.45%)		
配分 (税抜)	委託会社	年0.20%	年0.21%	年0.22%
	販売会社	年0.20%	年0.20%	年0.20%
	受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・ファンドに関する租税、監査費用 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- * 上記は平成24年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
なお、平成25年1月1日以降は、10.147%となる予定です。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●イールドカーブ戦略による損益について

イールドカーブ戦略による損益は、ロング・ポジション※とショート・ポジション※の相対的な騰落率に大きく依存しています。ロング・ポジションが、ショート・ポジションよりも上昇率が高いまたは下落率が小さい(相対的に上昇している)場合、収益を得ることができますが、ロング・ポジションがショート・ポジションよりも相対的に下落した場合、損失が発生します。

※一般的に、ロング・ポジションは金利低下時に収益が発生(上昇)し、金利上昇時に損失が発生(下落)します。
逆に、ショート・ポジションは金利上昇時に収益が発生(上昇)し、金利低下時に損失が発生(下落)します。

